

【ポスター発表】

身体障害者補助犬の受け入れ義務化に対する賛否の性差・年代差・地域差

○ 関西福祉科学大学 松中 久美子 (5956)

甲田 菜穂子 (東京農工大学・5914)

キーワード：身体障害者補助犬法，受け入れ，補助犬

1. 研究目的

身体障害者補助犬法（2003年全面施行；以下，補助犬法と略す）は，身体障害者補助犬（盲導犬，介助犬，聴導犬。以下，補助犬と記す）の育成を促進し，その使用者（身体障害者）が円滑に社会参加できるように各施設・事業所に補助犬の受け入れを義務付けている。2007年には補助犬法の一部が改正され，職場での受け入れも義務化されたが，実際はほとんど受け入れられていない（松中・甲田，2011）。また，法律の名称さえ知らない人が過半数を占めており（松中・甲田，未発表）、今後の受け入れ促進に向けてより一層の対策を講じる必要がある。そこで，本報告では，2011年11月，一般成人を対象に行ったインターネット調査のうち，補助犬法の義務化について3つの立場，すなわち，一般の施設利用者，事業所の従業員，集合住宅の隣人の立場からの賛否を尋ねた部分について検討を行う。それぞれの賛否についての性差，年齢差，および地域差を検討し，今後の受け入れ促進に向けての基礎資料とすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

研究の視点 同一対象者である一般成人が，立場を変えたときに補助犬受け入れ義務化についてどのように考えるかを明らかにすることに焦点を当て，質問項目を設定した。

調査対象者 全国の20～60歳代の男女，計3000名（各年代，性別に各300名ずつ）を対象に行った。対象者はいずれもインターネット調査会社に登録された人であり，質問項目等の送付と回収はすべて当該会社を介して行った。

質問項目 補助犬法についての説明の後，補助犬受け入れの義務化についての賛否を，1. 施設利用者として，2. 事業所の従業員として，3. 集合住宅の隣人として，いずれも5件法（1. 反対～5. 賛成）により回答させた。

3. 倫理的配慮

調査の概要と趣旨および目的について，また調査結果は補助犬受け入れ促進のための資料としてのみ用いられることを説明した。また，回答はすべて無記名で行われ，研究者らは個人情報を知ることがなかった。さらに，データはすべて統計的分析にのみ用いられ，個別の情報が公開されることがないことも事前に告げられた上で，承諾を得られた者について

てのみ回答を得た。

4. 研究結果

“どちらかと言えば賛成”と“賛成”の回答を合わせると(以下、賛成群とする)、全体として、約8割の対象者が補助犬受け入れ義務化に賛成していた(施設 82%、事業所 78%、集合住宅 78%)。以下の分析では同様に“どちらかと言えば反対”と“反対”の回答をした者を合わせて反対群、“どちらともいえない”の回答をした者を中間群として集計し、分析を行った。施設、事業所、集合住宅ごとに、男女別の回答の割合を算出したところ(図1)、いずれも女性の賛成派が多かった(施設、 $\chi^2(2)=31.57$, $p<.0001$; 事業所、 $\chi^2(2)=25.97$, $p<.0001$; 集合住宅、 $\chi^2(2)=44.76$, $p<.0001$)。次に、各問いについて、年代ごとに回答の割合を算出したところ、いずれの問いにおいても約8割の対象者が受け入れに賛成していた。年代と回答の割合の関係について調べるため χ^2 検定を行ったところ、各問いとも、20歳代に賛成が少なく、60歳代に賛成が多いことが示された(施設、 $\chi^2(8)=20.75$, $p<.01$; 事業所、 $\chi^2(8)=17.55$, $p<.05$; 集合住宅、 $\chi^2(8)=25.40$, $p<.001$)。地域別の受け入れ賛否を検討するため、47都道府県を北海道、関東、中部、近畿・中国、四国・九州・沖縄の5地域に分け、対象者をその居住地が該当する地域ごとに分け、受け入れ賛否の回答の割合を算出した。いずれの地域群も約8割の回答者が受け入れ義務化に賛成の回答を示しており、地域差はみとめられなかった(施設、 $\chi^2(8)=9.73$, $n.s.$; 事業所、 $\chi^2(8)=8.38$, $n.s.$; 集合住宅、 $\chi^2(8)=13.33$, $n.s.$)。

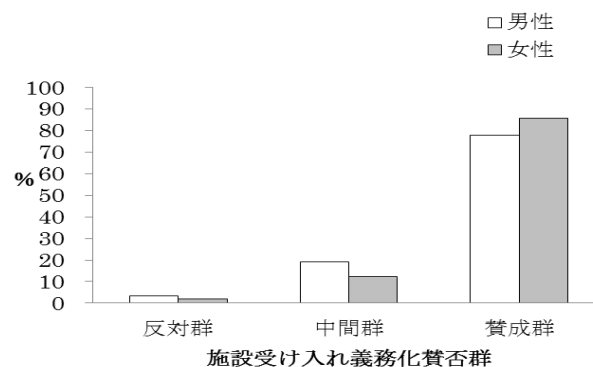


図1 男女別の施設補助犬受け入れ賛否

5. 考察

補助犬受け入れ義務化には、全体として賛成派が多いものの、若干の性差と年齢差が認められた。特に、職場受け入れは実際にあまり進んでいないことから、一般の受け入れ意識以外の阻害要因を検討する必要がある。受け入れ側の雇用主の意識や職場状況について、また、集合住宅の管理者側の状況について詳細な検討が必要であろう。

引用文献

松中久美子・甲田菜穂子 2011 身体障害者補助犬法の周知と職場における補助犬の受け入れ 日本心理学会第75回大会発表論文集, 198.